雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱



厚生労働省発職 0331 第 1 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び 経過措置に関する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一 部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

雇用保険法施行令の一部改正(第一条関係)

一 法第二十四条の二第一項第二号の政令で定める基準

1 法第二十四条の二第一項第二号の政令で定める基準は、次のいずれかに該当することとするもの

とすること。

(1)法第二十四条の二第一項第二号に規定する災害により激甚災害に対処するための特 莂 の財政援

助等に関する法律施行令第四十八条において準用する同令第二十五条の地 域に該当することとな

った地域 ( 以 下 「災害地域」という。)のうち、イに掲げる率がロに掲げる率の百分の二百以上

となるに至り、 かつ、その状態が継続すると認められる地域であること。

1 毎月、 その月前三月間に、 当該地域において離職をし、 当該地域を管轄する公共職業安定所

に .おいて基本手当の支給を受けた初回受給者の合計数を、 当該期間 内 の各月の末 白に お į, て当

該 地 域に所在する事業所に雇用されてい . る 一 般被保険者の合計数で除 して計算 した率

口 毎年度、 当該年度の前年度以前三年間における全国の初回受給者の合計数を当該期間内の各

月の末日における全国の一 般被保険者の合計数で除して計算した率

(2) (1)の基準を満 たす地域に近接する地域 (災害地域に限る。) のうち、 失業の状況が(1の状態に

準ずる地域であって、 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わるまでに職業

に就くことができない受給資格者が相当数生じると認められるものであること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

国家公務員共済組合法施行令の一部改正

(第二条関係)

第二

国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金等に対する国等の負担について、平成二十九年度から平

成三十一年度までの各年度においては、 本来負担するべき割合の百分の十を負担するものとすること。

第三 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正 (第三条関係)

地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金等に要する費用の公的負担について、平成二十九年度

から平成三十一年度までの各年度においては、 本来負担するべき割合の百分の十を負担するものとするこ

کے

第四 行政手続法施行令の一部改正 (第四条関係)

行 政 手 続法第三十 九条第四 項 第四 号の 意見公募手 続の適用除外に該当する命令等に、 雇用保険法第

!項第二号の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。

(同項の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。

及

並

びに附則第四条第一項、

附則第五条第一

項

条第三項及び第二十四条の二第

項

(同

び附則第十条第一項の規定により読み替えて適用する第五十七条第二項 (同項の厚生労働省令で定める者

に係る部分に限る。)の命令等を追加するものとすること。

第五 雇用保険法の一部改正に伴う経過措置 (第五条関係)

受給資格に係る離職 の日が平成二十九年三月三十一日以前である者であって、 改正後の雇用保険法第二

十四条の二又は同法附則第五条の規定による基本手当の支給を受けることができないものに係る改正 前  $\mathcal{O}$ 

雇用 保険法附 則第五条の規定による基本手当の支給及び同条第四項の規定により読み替えて適用す る同 法

第二十八条の 規定に よる同条第 項に規定する各延長給付に関する調整 については、 なお従前 の例 に よる

ものとすること。

第六 施行期日 (附則関係)